

幕別町における災害応急対策支援に関する協定

幕別町（以下「甲」という。）と、幕別建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において甲が管理する道路、河川及びそれらを補完する施設等（以下「所管施設等」という。）の災害応急対策に係る支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風及び大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、所管施設等に係る応急措置の実施に関して、乙がこれを支援するために必要な資機材、労力の確保及び動員の方法等に関する事項を定め、甲、乙の間の協力体制を整備し、地域住民の安全を守り、被害の拡大の防止を図ることを目的とする。

（実施体制等の報告）

第2条 乙は、会員の災害時における支援を速やかに行うため実施態勢及び連絡システムを整備するものとする。

2 乙は、前項の規定により整備した実施体制及び連絡システム並びに乙の会員が保有する資機材の保有状況等を甲に報告するものとする。

3 前項の報告は、この協定の締結の日以後直ちに、第6条ただし書の規定により延長された場合にあっては、その年の4月末までに行うものとする。

4 乙は、前項の規定に基づく報告に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第3条 甲は、所管施設等に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該施設に係る応急措置を実施するため、乙の支援が必要と認めた時に、乙に出動の要請ができるものとする。

また、特別な理由がある場合、甲は乙の会員に直接出動の要請ができるものとする。

2 乙及び乙の会員は、前項の規定により甲から出動の要請があったときは、特別な理由がない限りこれに応じるものとする。

3 甲は、出動を要請するに当っては書面又は口頭により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 業務の内容
- (3) 出動の場所
- (4) 資機材の種類及び数量
- (5) 甲の指名により業務の実施について指示する者
- (6) その他必要な事項

(乙の会員に対する指示)

第4条 乙は、甲から出動の要請があったときは、直ちに乙の会員に対し出動を指示するものとする。

(乙の会員による業務の実施)

第5条 乙の会員が出動の指示を受けたときは、速やかに指定された場所へ出動し、甲の指示により所管施設等の応急措置に係る業務を実施するものとする。

2 乙の会員は、指定された場所に出動した場合、速やかに配置した資機材の種類及び数量その他必要な事項を甲に報告し、現場の状況については、逐次甲に報告するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申し出のないときは、引続き同一条件をもって1年間延長され、その後も同様に扱うものとする。

(細目協定)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲と乙の間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年9月1日

甲 幕別町長 飯田 晴 義



乙 幕別建設業協会
会 長 藤 原 洽

